

高額療養費の支給申請手続の特例制度について

1 特例制度とは

発生の都度必要のあった高額療養費の支給申請手続を世帯主の利用希望により令和4年1月以降は初回のみで足りることとし、その後に発生した高額療養費を初回の支給申請書で指定された口座に自動的に振込をするという制度です。

1回支給申請書を提出すれば、その後の支給申請手続は不要となります。(※1)

2 適用要件

次の要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 市税等（国民健康保険税、固定資産税、市県民税、森林環境税及び軽自動車税並びにこれらに係る延滞金及び督促手数料）の滞納がないこと。
- (2) 医療費の一部負担金の未払がないこと。
- (3) 国民健康保険給付について、返還を終了していない不当利得及び不正利得の発生がないこと。
- (4) 次の事項に同意すること。
 - ① 交通事故など第三者行為及び工作中（通勤中を含む。）の負傷により受診した場合は、その旨を直ちに届け出ること。
 - ② 医療費の一部負担金に未払が発生した場合は、その旨を連絡すること。
 - ③ 医療費の減額、被保険者資格の喪失、所得区分の変更などによる高額療養費など保険給付費の過払いが発生した場合には、この返還に速やかに応ずること。
 - ④ 毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で算定する外来受診に係る外来年間高額療養費についても特例制度の適用となること。

3 利用申出方法、適用時期等

世帯主からの利用申出が必要です。同封の「国民健康保険高額療養費支給申請書」の最下段の世帯主記入欄の「☐ 申出します。」に✓をして提出して下さい。

この支給申請書の提出のあった日の属する月の翌月以後に発生する高額療養費から特例制度を適用します。(※1)

また、特例制度の利用を希望しない場合は、「☐ 申出しません。」に✓をして提出して下さい。高額療養費発生の都度、「高額療養費支給申請のお知らせ」及び「国民健康保険高額療養費支給申請書」を送付します。

※1 同一月の高額療養費で初回発生分について特例制度の適用を受けていない場合の追加発生分については、特例制度利用申出後に発生したものであっても支給申請書の提出が必要となります。

（裏面へ続く）

4 適用の解除

特例制度の適用解除を希望する場合は、世帯主からの申出が必要です。

また、次の場合は、特例制度の適用を解除します。

- (1) 市税等に未納が発生したとき。
- (2) 未返還の国民健康保険給付の不当利得が発生したとき。
- (3) 国民健康保険被保険者の記号番号が変更になったとき。
- (4) 世帯主が変更になったとき。
- (5) 指定された口座に高額療養費の振込ができなくなったとき。
- (6) 医療費の一部負担金の未払が確認されたとき。
- (7) 国民健康保険給付の不正利得が発生したとき。
- (8) 特例制度を利用する旨申出した「国民健康保険高額療養費支給申請書」の内容及びその提出に偽りその他の不正があったとき。

※2 (1)～(6)の場合は、その解除理由が止んだ場合に再度特例制度を利用する旨を表示した「国民健康保険高額療養費支給申請書」を提出することによって特例制度を利用できます。

5 その他

- (1) 特例制度による高額療養費の振込は、受診した日の属する月の翌々々月の下旬となります（医療機関からの医療費の請求が遅れた場合や内容の審査に多くの時間を要した場合などは受診した日の属する月の4箇月以後の月の下旬となります）。
- (2) 特例制度による振込口座の変更を希望する場合は、申出が必要です。
- (3) 特例制度においては「高額療養費支給申請のお知らせ」及び「国民健康保険高額療養費支給申請書」は送付されません。これらの送付を希望する場合は特例制度の利用申出はできません。
- (4) 特例制度においては、高額療養費の支給がある場合のみ「高額療養費支給のお知らせ」を送付します。高額療養費の支給のない旨の通知はありません。
- (5) 第三者行為等による受診が含まれている又は含まれていることが疑われる高額療養費は特例制度の適用を除外します。
- (6) この特例制度利用申出は、国民健康保険のみに適用されます。後期高齢者医療制度において高額療養費が発生した場合には、改めて手続が必要です。

(お問合せ先)

〒293-8506

富津市下飯野2443番地

富津市役所 国民健康保険課

電話 0439-80-1271